## 説 明 書

国籍・地域

氏 名

□ 該当 □ 非該当

上記の者を受け入れるに当たって、下記のとおりの事実に相違ありません。 記

5 申請人が特定技能外国人として業務に従事するために必要な技能試験及び日本語 試験に合格していること(技能実習2号良好修了者等として試験免除となる場合を 含む。)(次の(1)から(4)までのいずれかに該当していること)

□ 彰	※ヨ(談ヨりる留方:		) $\Box$ A	-政当		
(1) 試験	験(技能試験及び日本	語試験) 🗸	合格者			
(2) 技能	能実習2号良好修了者	<u>.</u>				
(3) 介詞	護福祉士養成施設卒業	者				
(4) EI	PA介護福祉士候補者	(4年間満	了)			
6 今次(	の受入れ機関又は支援	委託予定	先が申請丿	しの在留中の	日常生活等に係る	5支援
(関係	そ行政機関の相談先を	案内及び	必要に応	じて当該機	関に同行すること	: を含
	を適切に行うことがり					
	していること)					
	ち2年間に入管法別表第	第1の1の	表,2の表	を及び5の表	の上欄の在留資格	(収入
	う事業を運営する活動					
	(例:「技能実習」,					
	人の受入れ又は管理を通					,
	34516 - 11.34516		> •			
_	雇用した在留外国人	の身分事」	百筌 (1夕	,で可)		
<b>/•</b> \	氏名:				/ <u>↓</u> □ □ ·	
	生年月日:					
	工一刀 D · 雇用期間:					
	准用判旧	11-15		<u> </u>		
表 動 術 人 じ い 二 ※	大の受入れ機関の役職員が5の表の上欄の在留資 方うことができる在留資 大文知識・国際業務」が 在留中の日常生活等に 当該機関に同行するこ こと。 該当 □ 非該当 責任者氏名: 担当者氏名: 長人の在留中の日常生活	資格(収入 資格に限る。 など)の外 係る支援 とを含む。	を伴う事業 。) (例: 国人の生活 (関係行政 。) を行う	を運営する 「技能実習 后相談に従事 放機関の相談 責任者及び	活動又は報酬を受け 」,「特定技能」, した経験がある者を 後先を案内及び必要 が担当者として選付	ける活 を申 を を を を と し て
に応し に委記	『八の任留中の日帝生』 じて当該機関に同行す 託していること 該当 □ 非該当 ※ 登録支援機関					
	名称:			登録番号:		
	の受入れ機関が,申請  契約及び1号特定技		-			

の欠格事由に該当しないこと等(注))

□ 該当 □ 非該当(内容:	
----------------	--

- (注) 次のいずれにも該当すること
  - ・ 労働, 社会保険及び租税に関する法令を遵守していること(保険料や税に滞納がないことを含む。)
  - 前科、暴力団関係等に該当しないこと
  - ・ 技能実習法第 16 条第 1 項の規定により実習認定を取り消された者ではないこと(受入れ機関及びその役員が技能実習法第 16 条第 1 項の規定により実習認定を取り消された法人の役員であったことがないことを含む。)
  - ・ 受入れ機関及びその役員が5年以内に出入国又は労働に関する法令に関 し不正又は著しく不当な行為をしたことがないこと
- (注1) 上記2から7までについて該当するものにチェックマークを付し、必要な事項を記入してください。
- (注2) 本説明書に虚偽の記載があった場合には、入管法に関し、不正又は著しく不当な行為を行ったものとして、特定技能外国人等の受入れができないこととなることがあります。
- (注3)本件申請に対して許可される在留資格「特定活動」は、あくまで在留資格「特定技能1号」への在留資格変更許可申請に係る準備のための在留資格であることから、許可がされたからといって在留資格「特定技能1号」への許可の基準に適合していることを確認するものではありません。したがって、申請人が今後「特定技能1号」への在留資格変更許可申請の審査において、入管法、法務省令、各分野固有の基準への適合性が求められることから、その手続等について関係機関に問合せを行うなど確認を十分に行った上、申請人が円滑に「特定技能1号」へ移行できるよう準備を行ってください。

令和 年 月 日

受入れ機関名